

令和元年11月13日 14時00分
資料配布 近畿地方整備局

地域の防災力強化のため 「災害時建設業事業継続力認定」申込受付がスタート ～令和元年11月15日より、後期の新規・更新申込受付を開始します～

- 地域の防災力を強化するためには、地域の建設会社の事業継続力を強化することが重要です。
- 近畿地方整備局では、各建設会社の事業継続計画について、評価・認定を行い、入札契約手続きについて、加点対象としています。
- 令和元年11月15日より、「災害時建設業事業継続力認定」の申込受付を始めます。

1. 受付内容

- 対象工種 : 全工種
- 申込期間 : 令和元年11月15日～令和2年1月15日
- 認定日 : 令和2年3月下旬(予定)

2. お知らせ

- 今回、新規に認定を受けた場合、2年間有効の認定証を発効します。
- 平成29年度後期に新規認定を受けた会社は、今回更新の対象となります。
なお、今回更新されれば3年間有効の認定証を発効します。
- 認定のインセンティブとして、近畿地方整備局が発注する総合評価落札方式(施工能力評価型)による工事の入札契約手続きにおいて加点対象となります。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、神戸海運記者クラブ
神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先> 近畿地方整備局 災害時建設業事業継続力認定制度 事務局



防災室 室長 木村 佳則 室長補佐 土谷 宏蔵
港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課
課長 松林 清志 専門官 浅香 智昭

TEL: 06-6942-1575(防災室直通) 078-391-3101(港湾防災・危機管理課直通)

近畿地方整備局災害時建設事業継続力認定制度について

■目的

昨今発生している大規模自然災害のほか、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されています。この状況に、各建設会社等は自社の被害を軽減し、早期に通常の状態に復帰することが重要となっています。また、多くの国民が使用する社会基盤の被災は、二次災害防止や早期復旧・復興の鍵となることから、建設会社等と行政機関とが連携しながら災害対応力の強化を図ることが重要となっています。

このため、近畿地方整備局では、平成24年度より『災害時建設業事業継続力認定制度』に取り組み、現在、687社を「災害時の事業継続力を有する会社」として認定しています。

この度、建設業の事業継続計画（BCP）についての令和元年度（後期）新規及び更新の受付を下記のとおり実施します。

認定を受けられた建設会社等は、災害時の事業継続力を備えている会社として信頼性や社会的評価の一層の向上につながるものと考えており、建設会社等は、事業継続計画（BCP）策定に取り組んで頂き、もしもの時に成果が発揮されることを期待するものです。

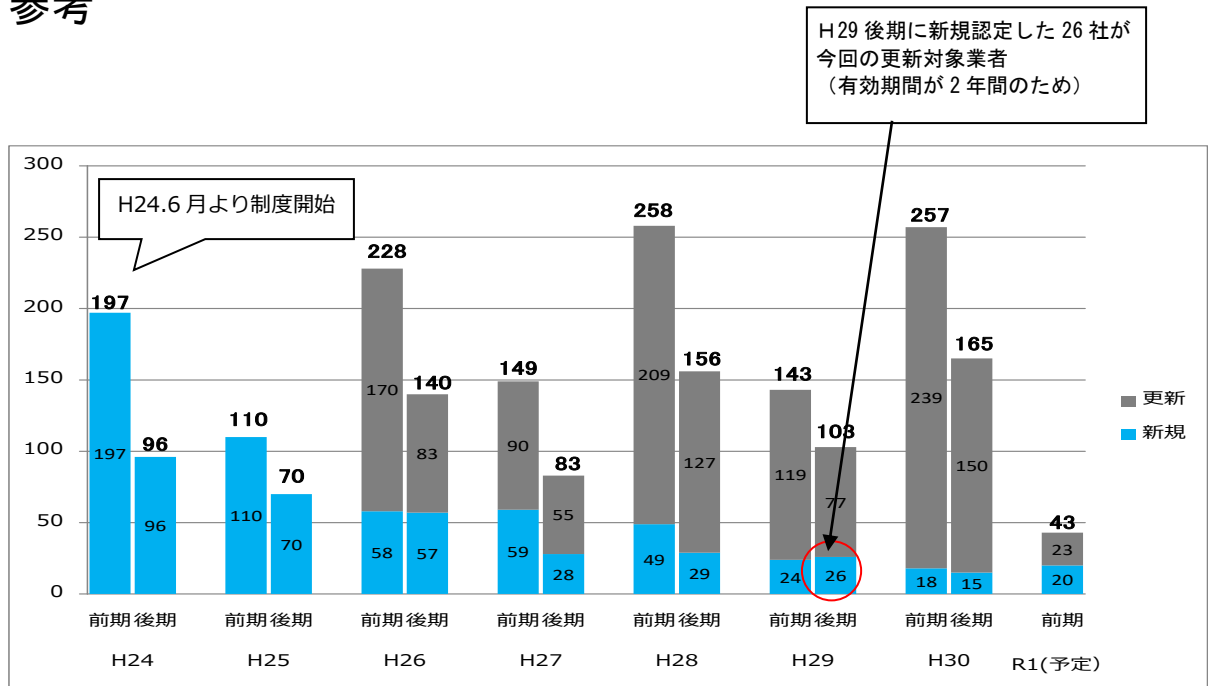
【受付内容】

- 対象工種：全工種
- 申込期間：令和元年11月15日（金）～令和2年1月15日（水）
- 認定日：令和2年3月下旬（予定）
- 認定期間：新規）令和2年4月1日より2年間
更新）令和2年4月1日より3年間
- 提出書類：事業継続計画書及び各種様式
詳細及び様式等については近畿地方整備局ホームページをご覧ください。
<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/kensetubcp/index.html>

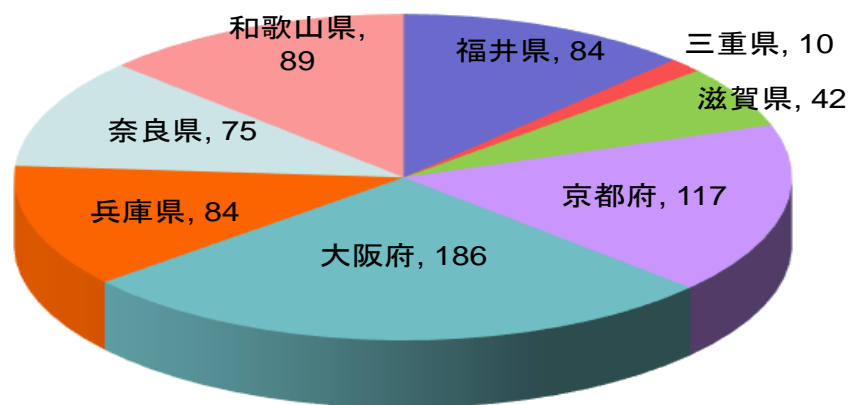
○おしらせ

- ・平成29年度以降、更新手続きにより再度認定された場合、認定期間は3年となっています。
（今回、新規に認定を受けた場合、認定期間は2年）
- ・平成29年度後期に新規認定を受けた会社は、今回更新対象となります。
- ・BCP認定のインセンティブとして、認定された建設会社等は、総合評価落札方式（施工能力評価型）の総合評価項目で1点の加点対象となります。

参考



図一 1 近畿地方整備局 BCP 期間内の認定数の推移



図一 2 認定会社 府県別内訳 (令和元年 10 月 1 日時点)